

災害応急資金

利子補助
制度あり

災害を受けた中小企業者へ
復旧に要する資金をあっせんします

利 率 利用者負担率 **0.2%**

(名目利率 1.9%・区補助率 1.7%)

※当資金を償還中に災害を受け、重ねて融資を受ける場合は、
利用者負担利率は2回目0%。

限 度 額	500万円
返済期間	6年以内(据置12か月以内含む)
資金使途	運転資金・設備資金
申込期間	災害により被害を受けた日から2か月以内
物的担保	不要
信用保証	必要な場合あり
保証人	必要な場合あり(法人は代表者個人)

＜ご利用いただける方＞

- 一定の地域に集中して発生した自然災害により損害を受けた中小企業者
- 世田谷区内に本店登記所在地がある法人。
- 世田谷区内に住所または主たる事業所があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいる個人事業者
- 東京信用保証協会の保証対象業種であること など



お問い合わせ・お申し込みは…

公益財団法人

世田谷区産業振興公社

経営支援・雇用係

電話 **3411-6603**(午前9時～午後5時30分)

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

世田谷産業プラザ4階

世田谷区 融資

検索